

り よう けい やく しよ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくすみかい
社会福祉法人 福角会

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ
就 労 定 着 支 援 事 業 所

ジョイ トウ ワーク
Joy to Work

就 労 定 着 支 援 事 業 所 Joy to Work 利 用 契 約 書

松山福祉園の利用を希望する者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 福角会 就労定着支援事業所 Joy to Work（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の提供する指定障害福祉サービス（就労定着支援事業受け、それに対する利用料金を事業所に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条（期間）

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。

本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、又は支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動的に同じ内容で更新されるものとします。

第3条（個別支援計画）

事業者においては、利用者の状況並びに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者やその家族・後見人等への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

この個別支援計画については、事業者が利用者にその内容を説明し、文書による同意を得た上で作成するもので、その写しを利用者に交付いたします。

なお、利用者やその家族・後見人等はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

第4条（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画書に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

【就労定着支援事業】

- ①関係機関等との連絡調整及び連携
- ②相談、支援及び助言

③サービス利用中に離職する者への支援

第5条（利用料）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。ただし、サービス利用料金のうち訓練等給付費等から支給される部分（全体額9割）については、原則として、事業者が市町から代理受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌15日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。
- 5 国の定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することができるものとします。
- 6 経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、2ヶ月前までに利用者の同意を得た上で利用料金を変更することができるものとします。

第6条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。

第7条（事業者の具体的義務）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策並びに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 事業者及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。
- 4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、第13条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者やその家族・後見人等は、事業者の窓口業務時間内（9：00～17：00）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

第8条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第9条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 三 事業者の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 四 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 六 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第10条 (利用者からの中途解約等)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第11条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従業者が第7条第1項から第4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を摂らない場合

第12条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第13条（苦情解決）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

第14条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等関係諸法令の定めることに従い、利用者やその家族・後見人等と誠意をもって協議するものとします。

ほんけいやく かいやく せいいつ しょう けいやく ていけつ ばあい たちあいにんらん しょうめい
本契約について、家族・後見人等の立会にて契約を締結する場合は、立会人欄に署名

おういん
押印するものとします。

じょうき かいやく せいいつ しょう けいやく しょう ふう さくせい りようしやおよ じぎょうしゃ しょうめい
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が署名
おういん うえかくじ ふう しょうじ
押印の上各自1通を所持します。

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

りようしやじゆうしょ
利用者住所 _____

しめい
氏名 _____ 印

たちあいにんじゆうしょ
立会人住所 _____

しめい
氏名 _____ 印

ほんにん かんけい
本人との関係 ()

じぎょうしやしょざいち えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち
事業者所在地 愛媛県松山市福角町 甲 1 8 2 9 番地

じぎょうしやめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
事業者名 社会福祉法人 福角会
だいひようしや りじちよう やま さき たかし
代表者 理事長 山 崎 隆 印